

京都市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車用ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助する補助金（以下「補助金」という。）の交付について、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、自転車用ヘルメットの着用を促進し、自転車乗車中の事故被害を軽減させるとともに、当該補助事業を通じた啓発等も含め、自転車用ヘルメットの着用を検討している自転車利用者の行動変容を促すことで市民の交通安全意識を高め、自転車の安心・安全な利用環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 事業協力店 市内においてヘルメットを販売する事業者（電子販売取引業を除く。）のうち市長に対し本事業への協力の申出を行い、市に登録された者をいう。
- (2) ヘルメット 自転車に乗車するときに着用するヘルメットで、以下のアからカまでに定めるいずれかの安全基準を満たすものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク（EN1078）
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク（CPSC1203）
 - カ アからオまでに類する認証を受けたもので、市長が認めるもの

(補助事業及び補助金の交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、事業協力店におけるヘルメットの購入であり、補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。

なお、補助金の交付は、補助対象者一人につき、1回を限度とする。

- (1) 申請年度に16歳以上となる者（18歳未満の者については保護者の同意がある者に限る。）

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 申請日において市内に住所を有し、本市が指定した自転車安全教室に参加し、自転車のルール・マナーやヘルメットの正しい着用方法等を学んだ者

イ 申請日において、京都市立高等学校に在籍する生徒

ウ 申請日において、京都市内に所在する京都府立高等学校に在籍する生徒

(3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者

(補助金の額)

第5条 補助金は、次の額を上限とする。ただし、ヘルメットの購入経費が補助金の上限額に満たない場合、当該購入額を交付する。

(1) 第4条第2号アに該当する者 2,000円

(2) 第4条第2号イ又はウに該当する者 4,000円

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、補助対象者が京都市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)又は京都市の設ける京都市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請兼請求申込フォームに必要な事項を記入して市長に申請する。

ただし、補助対象者が未成年である場合は、補助対象者の保護者を申請者とする。

2 申請には、次の各号に掲げる書類の写し(電磁的記録を含む)を添付しなければならない。

(1) 第4条第2号アに該当する者

ア ヘルメットの購入を証明する書類(申請者の氏名、購入日、購入商品名、購入金額及び店舗名が記載された領収書等)

イ 購入したヘルメットが第3条第2号に該当することが確認できる写真等(安全基準を満たす認証マークが明瞭に分かるヘルメットの画像、又は製品保証書等)

(2) 第4条第2号イ又はウに該当する者

ア ヘルメットの購入を証明する書類(申請者の氏名、購入日、購入商品名、購入金額及び店舗名が記載された領収書等)

イ 購入したヘルメットが第3条第2号に該当することが確認できる写真等(安全基準を満たす認証マークが明瞭に分かるヘルメットの画像、又は製品保証書等)

ウ 補助対象者が京都市立高等学校又は京都市内に所在する京都府立高等学校に在籍することを確認できる書類(学生証の全体が明瞭に分かる画像等)

3 第1項の規定による申請の受付は、先着順とし、市長は、申請された補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは、募集期間内であっても申請の受付を停止することができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、条例第10条の規定に基づき、前条第1項及び第2項の申請内容を精査し、
適当と認めたときは補助金の交付を決定し、当該申請者に通知する。

2 前条第3項の規定により、申請の受付を停止したときは、停止した日（以下「受付停止日」という。）に受け付けた申請（郵送でなされた申請にあっては、受付停止日の消印がある申請）については、抽選を行い、予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

3 前項の抽選により交付決定がされなかった申請及び受付停止日の翌日以降の消印がある郵送でなされた申請については、補助金の不交付を決定する。

4 市長は、条例第12条の規定に基づき、補助金の交付を決定した申請者（以下「被交付決定者」という。）には交付決定通知書兼交付額決定通知書（第2号様式）により通知し、補助金の不交付を決定した申請者には不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

5 市長は、補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(補助金の支払)

第8条 市長は、第7条の規定による補助金の額の確定後、申請者に対し補助金を交付するものとする。

(標準処理期間)

第9条 市長は、条例第9条による申請の申込期間が満了してから30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(事業協力店の登録)

第10条 事業協力店の登録をしようとする事業者は、京都市自転車用ヘルメット購入補助制度事業協力店登録申込書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長が適当と認めた場合は、事業協力店として登録する。

(事業協力店の責務)

第11条 事業協力店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 自転車用ヘルメットの購入者に対し、自転車のルール・マナー及びヘルメットの正しい着用方法を説明すること。

(2) その他この要綱の趣旨に反すると認める行為をしないこと。

(3) 本市が認定する事業協力店として、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある行為をしないこと。

2 市長は、事業協力店が前項各号に規定する事項に反する行為をした場合は、当該事業協力店の登録を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、被交付決定者が偽りその他不正な手段により、この要綱による補助又は補助金に相当する金額の支払を受けたときは、それらの全部又は一部を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この事業の実施に関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和7年7月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、既に交付決定を受けている補助金の取扱及び請求については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年8月17日から施行する。

(第1号様式)

京都市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

(申請日) 令和 年 月 日

(あて先) 京都市長

私は下記の事項を確認、誓約し、京都市自転車用ヘルメット購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付を申請します。

※下記事項に同意する場合は□欄にチェックしてください。全ての□にチェックがない場合は申請できません

- ☐ 過去に補助金の交付を受けていません。
- ☐ 本事業で学んだ自転車ルールを遵守し、自転車の安全利用に努めます。
- ☐ 自転車を利用する時は、本事業で購入するヘルメットを着用します。
- ☐ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。
- ☐ 申請内容に虚偽があった場合や重複して交付を受けた場合等、交付要件に該当しないと判明した場合は、京都市から交付を受けた補助金を返還します。

以下、要綱第4条第2号ア(自転車安全教室参加者)に該当する方のみチェックしてください。

- ☐ 申請日時点で京都市に住所を有しています。

以下、要綱第4条第2号イ又はウに該当する方のみチェックしてください。

- ☐ 申請日に京都市立高等学校又は京都市内に所在する京都府立高等学校に在籍する生徒です。

補助対象者	ふりがな		生年月日	年	月	日
	氏名					
	住所	〒				
	電話番号	() -				
申請者	区分	☐ 対象者本人を申請者として、申請します。(申請者欄の以下の項目の記入は不要) ☐ 下記の者を申請者として、委任します。(申請者欄の以下の項目の記入が <u>必要</u>) ※ 補助対象者が未成年の場合は、保護者が申請者となります。				
	ふりがな		生年月日	年	月	日
	氏名					
	住所	〒				
	電話番号	() -	対象者との関係			

裏面あり

補助対象品	品 名	自転車用ヘルメット							
	購 入 日	令和 年 月 日							
	購 入 費 用	¥ 円（税込み）				¥ 円（税抜き）			
	申 請 額	¥ 円							

※補助金の申請は次の額が上限です。なお、購入経費が補助金の上限額に満たない場合、当該購入額を交付します。

要綱第4条第2号ア(自転車安全教室参加者)に該当する方 2,000円

要綱第4条第2号イ又はウに該当する方 4,000円

振込先口座(ゆうちょ銀行以外を指定される方) 振込先口座名義は申請者と同一にしてください。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店 出張所						
預金種別	普通	口座番号							
口座名義	(フリガナ)								

振込先口座(ゆうちょ銀行を指定される方) 振込先口座名義は申請者と同一にしてください。

金融機関名	ゆうちょ	銀行	支店※						
預金種別	普通	口座番号※							
口座名義	(フリガナ)								

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名(漢数字)・口座番号を記入してください。なお、口座番号が8桁未満の場合、左詰めでご記入ください。空いた右側のマスは空欄で結構です。

<添付書類>

- (1) ヘルメットの購入を証明する書類(申請者の氏名、購入日、購入商品名、購入金額及び店舗名が記載された領収書等)
- (2) 購入したヘルメットが要綱第3条第2号に該当することが確認できる写真等(安全基準を満たす認証マークが明瞭に分かるヘルメットの画像、又は製品保証書等)

以下、要綱第4条第2号イ又はウに該当する方のみ

- (3) 補助対象者が京都市立高等学校又は京都市内に所在する京都府立高等学校に在籍することを確認できる書類(学生証の全体が明瞭に分かる画像等)

※補助金の事務処理のために取り扱う個人情報について、当該目的以外に利用しません。

(第2号様式)

京都市指令建自第 号

自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書兼交付額決定通知書

京都府京都市…

〇〇 〇〇様

京 都 市 長

(担当：建設局自転車政策推進室)

〇年〇月〇日付けで申請のありました、京都市自転車用ヘルメット購入費補助金につきまして、交付することを決定しましたので通知します。

記

補助金交付額 金 _____ 円

(第3号様式)

京都市指令建自第 号

自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書

京都府京都市…

〇〇 〇〇様

京 都 市 長

(担当：建設局自転車政策推進室)

申請のありました京都市自転車用ヘルメット購入費補助金につきましては、
交付しないことを決定しましたので通知します。

<不交付の理由>

(例) 京都市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱 第〇条

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

(第4号様式)

京都市自転車用ヘルメット購入補助制度 事業協力店登録申込書

令和 年 月 日

(あて先) 京都市長

住所

氏名(法人名)

代表者名

京都市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づき、本事業趣旨及び事業協力店の役割等を了知したうえで事業協力店の登録を申し込みます。申込みに当たり、要綱の内容を理解し、下記の内容について誓約します。

- ・ 自転車用ヘルメットとして安全基準を満たすものを販売します。
- ・ 自転車用ヘルメットを販売する際に、全ての購入者に対して自転車のルール・マナーやヘルメットの正しい着用方法等を指導・伝達します。
- ・ 暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当せず、将来においても該当しません。

販売場所

販売店名					
住所					
電話		FAX			
メールアドレス				担当者	

※ 販売店名、住所、電話番号は、本市ホームページに掲載します。

※ 電話番号は必ずご記入ください。

※ 販売場所が複数ある場合は本申込書を販売店分提出するか、1枚の申込書に別紙資料として販売店名、住所、電話・FAX番号を明記した一覧表(書式自由)を添付して提出してください。